

道路交通法(昭和35年法律第105号)第103条の規定による行政処分について公開による
聴聞を行うので、同法第104条の2第2項の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和8年5月21日

岡山県公安委員会



- | | | | |
|---|-------|--|------|
| 1 | 聴聞の期日 | 令和8年5月28日 | 午前9時 |
| 2 | 聴聞の場所 | 岡山市北区御津中山444-3 岡山県運転免許センター内
岡山県警察本部交通部運転管理課 意見の聴取・聴聞室 | |